

平成18年10月1日より
新制度が始まり2ヶ月がたちました。

※裏面もあります。



「自立支援法」について

「障害者自立支援法」が昨年から様々な議論を経て、昨年、郵政民営化法案と合わせて成立しました。その理念は次のように書かれております。障害者がもっと働ける社会、サービスの一元化、地域の社会資源を活用、公平なサービス、皆で負担を支えあう（「障害者自立支援法」京極高宣著）。この理念がしっかり実現されることに異論はありません。しかし、実際の法律を見ますと、この理念に大きく反すると思われるようなことが前面に出ております。

私たちは、子ども（特に乳幼児期から就学まで）の世界にこの法律を適用することには大きな問題があると思って来ました。しかし、国は、平成18年10月より全面実施を行いました。保護者負担の増額、給食の切離しと保護者負担、施設運営を大きく弱体化させる日払い方式と、その問題点は大きく、福祉の世界を揺るがしかねない「激変」と言ってもよいと思います。私たちがこの「自立支援法」を乳幼児期になじまないと考えるのは、子どもの持つ特性もあります。日本の支援の形は、「障害」認定→支援という形をとっています。今、子どもたちを見た時、このことがあてはまるでしょうか。子どもたちの可塑性、「障害」もっているかどうか分からない時期（「障害」をもつことが悪いということではありません。）であるということ、年齢が非常に低いこと、家族の不安や心配をそのまま受け止めサポートしていく時期であるということ、などを考えますと、「自立支援法」をそのまま適用するには大きな違和感を感じざるを得ません。この数年の中で、子どもの支援の体系の再編が行われると思います。しっかりと実態を把握し、子どもとその家族に寄り添った支援の体系が出来ることを強く願っています。

新制度施行にあたって

新制度施行にあたっては、保護者の方々に大変なご難儀をかけたと思っております。更に、契約のために、手続きの煩雑さや、提出書類（必要でないと思われるような書類の提出等）等でお手数をおかけし、いろいろご不満もあったと思っておりますが、契約いただき、深く感謝しております。また、この国の支援の形が、「認定があつて初めて支援」という形をとっている現在、すっきりしない気持ちでおられる方も多かったのではと思っております。子どもにおいてはそこにこだわらず（難しいかも知れませんが）、今の支援を大切に、その後の契約の変更（終了も含めて）などは自由にできますので、そのように考えていって頂けたらと思っております。これまでと同じように、子どもたちへの誠意をもった対応を行っていきたくと思っております。今後、手続き等につきましても、より簡単になるように、また子どもとその家族にほんとうに合った支援の制度になるように、国や県に働きかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

保護者負担については、先の「ばら通信」にのせましたように、県の補助が約束されておりますが、すべての子どもに適用されるのか、来年度からなのかいまひとつはっきりしません。すべての子どもを対象とし、本年施行時期までさかのぼってほしいとお願いしているところで（難しいかも知れませんが）。

施設支援については、8割保障を9割保障に引き上げる（朝日新聞2006.12.2）と載っております。これが行われれば、少しは施設の運営に見通しがつくのでは、と思っております。

なお「ことば」の教室につきましてはこれまでと同様に運営していくつもりでおります。大きな福祉の変わり目ですが、多分福祉のみでなく全体が大きく変わっていくように思っています。切り捨てられる社会でない社会、声なき声に参加出来る社会、必要なものが等しく享受される社会に向かうよう、何かしらを働きかけていきたいと思っております。

これまでと同様、子どもさんとご家族の立場にたった支援を続けていきたいと思っておりますので、
よろしくお願い致します。

何かありましたら誰にでも連絡・相談

E-maile bara@abelia.ocn.ne.jp
ホームページ http://www7.ocn.ne.jp/~bara